

糖尿病性腎症重症化予防対策事業業務委託にかかる質問及び回答

番号	質問	回答
1	会社概要について、「年間指導可能人数」及び「本契約受託可能人数」につきまして、従事可能な指導員の数ではなく、保健指導実施対象者の受け入れ可能人数を計上するとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	公募型プロポーザル実施要領(2)提案関係書類ウ提出書類②見積書について、「内訳及び総額を記載すること」との記載がございますが、現在ご共有いただいている見積書様式に、総額を記載する欄がないように見受けられました。既定の様式に加え、任意様式にて内訳及び総額を明記した見積書を作成・提出する対応でよろしいでしょうか。	公開しております様式に総額を追記していただくか、または任意様式にて見積書を作成し、ご提出いただく形でも差支えありません。
3	仕様書P2第5 1(2) (国保・後期共通)の「発注者が提供する封筒」について封筒サイズをご教示ください。また、「対象者名簿を添えて発注者に納品する」とありますが、対象者名簿のみ別としてデータ送付となってもよろしいでしょうか。	<p>提供する封筒については窓付き洋長3封筒であり、以下の仕様となっております。</p> <p>サイズ：縦115mm×横225mm 窓サイズ：縦45mm×横85mm 窓位置：天から12mm、左端から25mm</p> <p>対象者名簿についてはデータ送付でも問題ございませんが、納品された通知に対応する名簿ということが分かるよう、同様の並び順で作成をお願いしております。</p>
4	仕様書P2第5 1(3)電話による受診勧奨（国保分）について、夜間や土日を含めて架電するとありますが、平日のみの対応でもご提案可能でしょうか。	仕様書のとおり、原則、夜間や土日を含めて架電をお願いしております。
5	仕様書P4第5 2糖尿病治療中の者への通知作成、利用勧奨および保健指導（国保・後期共通）について、かかりつけ医にかんする情報(医療機関名・宛先等)は、参加同意者本人から直接聴取する想定という認識でよろしいでしょうか。	かかりつけ医療機関の情報は市から提供いたしますが、本人にもかかりつけ医療機関の変更がないかの確認を行っていただく必要はございます。
6	仕様書P5第5 2(4)イ（国保・後期共通）について、以下の点をご教示ください。 ①指示依頼書の取得に伴い発生する文書作成料については、貴市にてご負担いただく想定でしょうか。立替も発生しないでしょうか。 ②指示書の取得フォローにつきまして、当該年度の新規対象者は、「受託者→医療機関」、フォローアップ対象者については、「発注者→医療機関」との認識でよろしいでしょうか。	<p>①ご認識のとおりです。</p> <p>②ご認識のとおりです。補足となりますが、医療機関からの返送先は新規対象者、フォローアップ対象者ともに受注者となります。</p>

糖尿病性腎症重症化予防対策事業業務委託にかかる質問及び回答

番号	質問	回答
7	仕様書P8第5 2(4)（後期分）について、「ウ 指示依頼書を取得できた保健指導対象者に加え、 <u>かかりつけ医の推薦があった者</u> 」と記載がございますが、参加勧奨対象者リストに掲載されている対象者とは別に、協力医療機関の医師から推薦を受けた者についても、新たに保健指導対象者として取り扱う想定という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
8	仕様書P9第5 3保健指導修了者への継続支援の実施（国保・後期共通）について、以下の点をご教示ください。 ①フォローアップ支援に際しまして、前年度の指導記録や立案目標等ご提供いただくことは可能でしょうか。 ②フォローアップ対象者に対する事前通知の送付は実施されておりますでしょうか。 ③令和7年度事業におけるフォローアップの支援時期をご教示ください。 ④「エ 最終面談にて次年度の継続支援の同意をとる」との記載がございますが、当該年度の保健指導実施後、継続支援は何年実施されているのでしょうか。	①ご提供は可能です。 ②昨年度の支援終了時に、翌年度改めて連絡が入る旨の通知送付を実施しております。 ③令和7年度における支援時期は令和7年10月から令和8年3月となっております。 ④対象者本人が、継続支援の同意をされなくなるまで実施しております。
9	仕様書P9第5 3(2)（国保・後期共通）について、フォローアップは状況に応じて支援方法、回数を設定するとありますが、面談1回を必ず含むなどの指定はございますでしょうか。電話2回の実施でも問題ございませんでしょうか。	支援をしていただくにあたり、対象者との関係性構築のため、原則として面談を取り入れていただくことが望ましいです。ただし、対象者の特性に合わせた方法を検討した結果、その他の手法が最適と判断された場合にはその限りではございません。
10	仕様書P10第5 4(2)イ（国保・後期共通）の保健指導にかかる成果物について、以下の想定でよろしいでしょうか。 ＜保健指導実施計画＞ 指示書をもとに指導開始前に作成・提出 ＜保健指導結果報告書＞ 4か月間の保健指導終了後に作成・提出	ご想定のとおりです。
11	（国保・後期共通）下記業務区分において、ご提供いただける対象者リストの項目を可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。（例：氏名、住所、電話番号、健診結果等） ＜業務区分＞ 未受診者/受診中断者/保健指導対象者/継続参加同意者	ご提供しているデータは氏名、住所、性別、電話番号、健診結果、かかりつけ医療機関等となっております。